



2021年2月26日

各位

株式会社 富山銀行

未利用口座管理手数料の導入および 一定金額未満の普通預金口座等の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

株式会社 富山銀行（頭取 中沖 雄）は、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年4月1日（木）以降に開設される普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を下記のとおり導入いたします。また、対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取扱いを開始いたします。なお、2021年3月31日（水）までに開設された普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座には、未利用口座管理手数料のご負担はありません。

あわせて、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける印鑑の不要化を実施いたします。

記

1. 「未利用口座管理手数料」について

対象口座	2021年4月1日以降に開設いただく普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座
対象条件	最後のお預け入れまたは払い戻し（当該口座のお利息入金および本件手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預け入れまたは払い戻しができない口座 ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・当該口座の残高が10,000円以上・預かり資産（定期預金、投資信託等）の残高が1円以上・お借入れの返済口座（カードローン含む）
手数料金額	年間1,320円（税込み）
未利用口座に対する取扱い	(1) 対象口座のお客さまには、お届けのご住所宛に事前に文書にてお知らせをいたします。 (2) お知らせ後、一定期間（約3ヵ月）経過しても、ご利用またはご解約がない場合には、当該口座より手数料を引落しいたします。 (3) 残高不足等により、手数料の引落しができない場合、残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。



2. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の導入にあたり、2021年4月1日（木）より以下のとおり預金規定を改定いたします。本規定は、改定日以降、新規に普通預金等を開設いただくお客さまから適用となります。

<改定する預金規定>

総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定

<改定内容（例：普通預金規定）>

以下の条項を新設いたします。普通預金規定以外の規定につきましても、同様の改定を行います。

○「未利用口座管理手数料」条項の新設

17.（未利用口座管理手数料）

- (1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、当行所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
 - ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定のご利用がないこと
 - ② この預金の残高が当行の定める一定の金額を超えることがないこと
- (2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) この預金の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第13条第4項または第14条第4項の預金口座には適用されないものとします。
- (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。
- (6) 前5項は2021年4月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

3. 残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

従来、普通預金口座等の解約手続きには、お届け印の押印が必要となっておりますが、2021年4月1日（木）から、個人のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいては、運転免許証等の顔写真付本人確認書類を提示いただくことで解約できることとし、手続きを簡素化いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒933-8606 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行 事務部
TEL 0766-27-0161